

# 市貝町における人事行政の運営等の公表

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計）

区分	住民基本台帳人口 (29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 11,821	千円 5,998,157	千円 264	千円 921,725	% 15.4	% 17.9

### (2) 職員給与費の状況（普通会計）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤続手当		
29年度	人 106	千円 354,363	千円 43,425	千円 135,975	千円 533,763	千円 5,036

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

#### ①一般行政職

平成30年4月分			平成29年4月分		
平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
38.5 歳	291,800 円	328,000 円	39.6 歳	295,600 円	333,200 円

#### ②技能労務職

平成30年4月分			平成29年4月分		
平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
57.0 歳	288,100 円	295,600 円	56.3 歳	297,700 円	304,300 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当等の諸手当の額を合計したものです。

### (2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分	市貝町	国	
一般行政職	大学卒	168,600 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	159,800 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	144,500 円
	中学卒	136,500 円	—

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況（平成30年4月1日現在）

### (1) 一般行政職

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
6 級	課長の職務 センター長、所長、館長等の職務	11	10.3	課長	11	11	10.3	課長級
				計	11			
5 級	課長補佐の職務 センター長、所長、館長等の職務	19	17.8	課長補佐	19	19	17.8	課長補佐級
				計	19			
4 級	係長、主幹の職務 主任保育士、主任保健師、主任栄養士等の職務 センター長、所長、館長等の職務	20	18.8	係長	17	20	18.8	係長級
				主幹	0			
3 級	副主任、主査の職務 保育士、保健師、栄養士等の職務	11	10.2	主任保育士	2	11	10.2	係員級
				主任保健師	1			
2 級	副主任、主査の職務 保育士、保健師、栄養士等の職務	16	14.9	副主任	1	16	14.9	係員級
				主査	10			
1 級	主事又は技師の職務 保育士、保健師、栄養士等の職務 主事補又は技師補の職務	30	28.0	主任保育士	1	30	28.0	係員級
				主任保健師	1			
				主事	13			
				主事補	7			
				保育士	6			
				保健師	4			
				計	30			

(2) 技能労務職

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
4 級	調理師、公仕、運転手	1 人	11.1 %
3 級	調理師、公仕、運転手	8	88.9 %
2 級	調理師、公仕、運転手	0	0 %
1 級	調理師、公仕、運転手	0	0 %

- (注) 1 市貝町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

市 貝 町		国	
1人当たり平均支給額(29年度)		—	
1,345 千円			
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.8 月分	2.6 月分	1.8 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%	・役職加算	5~20%
		・管理職加算	10~25%

(2) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

市 貝 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇)	無		(退職時特別昇)	(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	16,817 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当

支給実績(29年度)	25,200 円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度)	12,600 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	1.7 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症の予防作業従事職員の特種勤務手当	感染症予防に作業に従事した職員	感染症の予防作業	日額 1,000円
行旅死亡人収容作業従事職員の特種勤務手当	行旅死亡人等の収容作業に従事した職員	行旅死亡人死体収容作業	1体 3,000円
動物死体処理に従事する職員の特種勤務手当	動物死体処理作業に従事した職員	公共の場所における動物死体処理作業	1件 200円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(29年度)	22,828 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度)	173 千円
支給実績(28年度)	14,524 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度)	158 千円

(5) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(29年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子(0歳～15歳)100,000円 父母等 6,500円 配偶者がいない場合1人目の子 10,000円 配偶者がいない場合1人目の父母等 6,500円	同		7,502 千円	242 千円
住居手当	貸家等 12,000円を超える家賃に応じて支給(支給限度額27,000円)	同		4,423 千円	260 千円
通勤手当	自家用車利用者 距離区分(片道2km以上)に応じて2,400円から18,000円までを支給 交通機関利用者 月額55,000円以下について運賃相当額を支給	異		6,560 千円	71 千円
管理職手当	課長・局長・室長に支給 月額 37,100円			4,897 千円	445 千円
宿日直手当	週休日等の当直 4,200円/1回 月曜～金曜の当直 2,100円/1回			1,020 千円	18 千円

5 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区	給 料	月 額 等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
報 酬	町 長	592,000 円 ( 740,000 円 )	846,000 円 / 553,000 円
	副 町 長	510,000 円 ( 600,000 円 )	680,000 円 / 532,000 円
	議 長	340,000 円 ( 円 )	354,000 円 / 247,000 円
	副 議 長	280,000 円 ( 円 )	306,000 円 / 193,000 円
	議 員	250,000 円 ( 円 )	288,000 円 / 175,000 円
期 末 手 当	町 長	(29年度支給割合)	
	副 町 長	3.10	月分
	議 長	(29年度支給割合)	
	副 議 長 員	3.30	月分
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	1月につき給料月額 $\frac{42}{100}$	11,934,720 円 任期毎
	備 考	1月につき給料月額 $\frac{25}{100}$	7,200,000 円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分	区		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成29年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	・育児休業中職員を総務課付けとしたため ・非正規職員を正規化したため ・地籍調査担当職員を配置したため
		総務	22	21	1	
		税務	9	9	0	
		民生	19	17	2	
		衛生	12	12	0	
		農林水産	8	8	0	
商工		4	4	0		
土木	7	5	2			
	計	83	78	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.1 人	
	教育部門	23	23	0		
	消防部門					
	小計	106	101	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 125.3 人	
公営企業会計等部門	水道				0	
	下水道	3	3	0		
	その他	7	7	0		
	小計	10	10	0		
合 計		116	111	5		
		[ 133 ]	[ 133 ]	[ ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 6	人 12	人 24	人 19	人 7	人 7	人 8	人 10	人 5	人 17	人 1	人 116

### (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成29年4月1日～平成30年4月1日における職員数の増減

平成30年4月1日 職員数	平成29年4月1日 職員数	純増数	純増率
人 116	人 112	人 4	% 3.4

### (4) 職員の採用状況について

平成30年度	一般事務職	7名
--------	-------	----

### (5) 退職者数について

平成29年度	定年退職	6名
	普通退職	1名

## 7 職員の勤務時間その他勤務条件の状況（平成30年4月1日現在）

### (1) 勤務時間の状況

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

### (2) 主な休暇の種類

区 分	付 与 期 間
年次有給休暇	4月から3月までの1会計年度につき20日 ・平成29年度平均取得日数・・・10.2日
病気休暇	公務上の傷病及び結核性疾患は1年以内 その他の私傷病は90日以内
ボランティア休暇	1の年度において5日の範囲内の期間
結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間
産前休暇	出産予定日までの6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)
産後休暇	出産の日の翌日から8週を経過するまでの期間
生後1歳未満の子の保育	1日2回それぞれ30分以内期間又は1日1回60分以内の期間
妻の出産	2日の範囲内の期間
未就学児の子の看護	1の年度において5日の範囲内の期間
忌引	親族に応じ1～7日以内の連続する日数の範囲内の期間
父母の法要	1日の範囲内の期間
夏季休暇	1の年度の7月から9月までの期間内における6日の範囲内の期間
育児休業	子が3歳に達するまでの期間

## 8 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 職員の分限処分の状況(H29. 4. 1～H30. 3. 31)

処分の種類	処分の種類				
	降任	免職	休職	降給	計
処分事由					
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を書く場合	0	0	0	0	0
廃職又は過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

### (2) 懲戒処分者数(H29. 4. 1～H30. 3. 31)

処分の種類	処分の種類				
	戒告	減給	停職	免職	計
処分事由					
法令に反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0

## 9 職員のサービスの状況

### (1) 基本原則

地方公務員法(昭和25年法律261号)第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められており、信用失墜行為の禁止(同法第33条)、守秘義務(同法第34条)、職務専念義務(同法第35条)などが課せられています。

### (2) 職務専念義務の免除

地方公務員法第35条には、「法律又は条令に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と定められています。

## 10 職員の研修の状況

地方公務員法第39条には、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」と定められています。

区 分	研 修 名	受講者数
芳賀地区広域行政事務組合共同研修	新規採用職員研修・地方自治法研修・地方公務員法講座・主事技師研修・現業職員研修・文書事務講座ほか	58人
栃木県市町村職員研修協議会研修	地域振興講座・地方分権時代の地域経営講座・クレーム対応力講座・接遇レベルアップ講座・メンタルヘルス講座ほか	16人

## 11 職員の福利厚生状況

### (1) 職員互助会

地方公務員法第42条に基づく職員の福利厚生を図るため、市貝町職員親睦会に補助金を交付しています。

- ・平成29年度決算額・・・ 345,000円
- ・対象職員 115人、一人あたり 3,000円

### (2) 公務災害認定の状況

- ・平成29年度該当なし

## 12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求制度は、職員の勤務条件に関し、利益の保護を図るための制度です。

- ・平成29年度該当なし

## 13 不利益処分に対する不服申し立ての状況

不服申し立て制度は、不利益な処分を受けた職員の身分を保障する制度です。

- ・平成29年度該当なし

## 14 職員からの苦情処理の状況

措置要求や不服申し立てに必ずしも至らないような職員の苦情に適切に対応するための制度です。

(栃木県人事委員会に委託)

- ・平成29年度該当なし